

期日前投票立会人登録募集要項

1 概 要

市内の有権者に政治や選挙に関心を持ってもらい、選挙をもっと身近なものに感じてもらうため、期日前投票立会人を募集します。

*** 本事業は、通年募集の登録制です。**

登録者の方には、選挙が近づいたら従事希望日・希望場所等の意向調査を行います。（選挙管理委員会から調査票を郵送）

2 応募資格

- ① 市内在住の人。（ただし、市の選挙人名簿に登録がある人）
- ② 特定の候補者の選挙運動や政治活動等を行わない人。

3 業務内容

市内期日前投票所での投票立会業務（裏面「注意事項」参照）

※ 期日前投票所開設期間は、公（告）示日翌日から投票日前日までです。

《立会時間・場所》

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 広田地区公民館 | 【午前8時30分～午後8時】 |
| ② シーパ | 【午前9時30分～午後8時】 |
| ③ パルティ | 【午前8時30分～午後8時】 |
| ④ 福良地区公民館 | 【午前8時30分～午後8時】 |

* 半日従事も可能ですが、1日従事される方を優先に配置します。

4 報酬

日額9,600円（交替された方は、日額の半額となります。）

*シーパでの従事は、日額8,800円。

*規定の源泉所得税を控除します。

*交通費の支給なし。昼食、夕食の支給あり。

5 申込方法（随時受付）

応募するには、2通りの方法があります。いずれかを選んで、応募してください。

- ① 南あわじ市HPより電子申請 →『南あわじ市選挙管理委員会 期日前投票立会人』で検索すると、登録画面が表示されます。（スマートフォンでも登録可）
- ② 「期日前投票立会人登録申込書」（別紙）に必要事項を記入し、南あわじ市選挙管理委員会へ提出してください。（メール提出可）

E-mail senkan@city.minamiawaji.hyogo.jp

6 申込後の登録取消し

応募資格を満たさなくなった場合や取消しの申出があった場合は、登録を取り消します。

期日前投票立会人の注意事項

- ① 従事日当日は、従事開始時間の15分前までに印鑑をお持ちになり職務を行う所定の投票所においでください。
- ② 当日の服装は、公務に相応しい服装でお願いします。
(ジャージ、華美な服装等をご遠慮ください。)
- ③ 急病その他やむを得ない事故により従事できないときは、速やかに選挙管理委員会事務局（電話番号43-5004）まで連絡してください。
- ④ 投票立会人は、投票事務の公正を確保するために投票事務全般に立ち会う役目を担います。従事にあたっては、次の事項に注意してください。
 - ア 投票の秘密保持には特に配慮してください。
 - イ 投票立会人には守秘義務がありますので、投票立会人の職務執行の際に知った事項については、選挙後においても一切漏らしてはなりません。
 - ウ 食事、手洗いその他やむを得ず席を離れる場合は、職員を通じて投票管理者の許可を得てください。また、席を立つときは同時に2人が席を立たないようにしてください。

